障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものの一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和８年３月 31 日
こども家庭庁
支援局障害児支援課

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものの一部を改正する件（案）について、令和８年２月 20 日（金）から同年３月 21 日（土）まで御意見を募集したところ、計１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
後天性である高次脳機能障害は「見えない障害」として今後認知を深めると思うが、先天性である発達障害について今以上に認められると良いと思う。	いただいた御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。